

十、神戶會館ノ聯合ニモハロイ合同ハ締結サス、イ
 各一回ノ獎勵御座リ
 此御座リ
 對シテ二割ニシテ十一割ニ至ル
 此御座リ
 八割御座リ
 此御座リ
 六、食糧イニテ御座リ
 不可
 四、御座リ
 三、御座リ
 恩ニ付テ
 本御座リ
 又、御座リ
 御座リ

財團法人協調會大阪支所

十一、昇給ハ成績優良者ニ對シテハ會社ニ於テ相當考慮スル
 十二、歩増ハ一時ニ一步ノコト
 十三、原動部配置人員ハ會社ニテ定ムルコト
 十四、滿期慰勞金ハ三ヶ月以内ニ支給スル

解決立會者

- 阪東 柏原 署長
- 會社側 清水 人事課長
- 林 工場長
- 勞働者側 山内 鐵吉
- 大矢 省三
- 山口 常次郎

職工ハ九日午後二時ノ後番ヨリ就業セリ

財團法人協調會大阪支所